

■ 令和6年度 第1回新潟市環境影響評価審査会

日 時：令和6年9月6日（金）午後3時～午後4時

会 場：新潟市役所本館 6階 講堂3

出席委員：松岡会長、五十嵐委員、石崎委員、岩瀬委員、及川委員、岡田委員、  
佐藤根委員、藤堂委員、中平委員、弓場委員、和田委員（以上11名）

傍 聴 者：0名

報 道：3名

（司 会）

ただ今から、令和6年度第1回新潟市環境影響評価審査会を開催いたします。

本日司会をさせていただきます、新潟市環境対策課の小池と申します。よろしくお願いいたします。

始めに本日の出席状況ですが、委員15名のうち8名の委員の皆さまが会場で、現時点で2名の委員がウェブで出席をされており、委員定数の過半数を超えておりますので、新潟市環境影響評価審査会規則第3条第2項の規定により、本日の審査会が成立しておりますことを報告させていただきます。

ウェブで参加の皆さまにご連絡です。ご発言の時以外はマイクをオフをお願いいたします。また、質疑応答の際にZoomの挙手機能等ですとご発言の意向が分かりにくいいため、どうぞご発声いただきまして、ご発言の意向をお示しいただければと思います。

会場で参加の皆さまにつきましては、発言の際は係のほうでマイクを回しますので、おっしゃって下さい。マイクを使ってご発言をいただきたいと思います。

なお、会議録を作成いたしますので、本会議は録音をさせていただきます。ご了承下さい。

それでは始めに新潟市環境対策課・課長の田辺からごあいさつを申し上げます。

（環境対策課長）

皆さんこんにちは。新潟市環境対策課・課長の田辺です。日頃より本市の環境行政の推進にあたりまして、ご理解とご協力をいただきまして、誠にありがとうございます。

また、本日は皆さんお忙しい中、こちらにお集まりいただきましてありがとうございます。重ねて感謝申し上げます。

本日は、令和6年度第1回の新潟市環境影響評価審査会ということでありまして、案件は東北電力様が事業者となる東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画に係る環境影響評価

方法書についてとなります。

この事業については、聖籠町で事業計画をされておりますけれども、隣接する本市は事業の影響を受ける関係地域ということで、新潟県知事から環境保全上の意見を求められております。

市長意見を取りまとめるにあたり、委員の皆さまには8月1日に現地のほうに視察をお願いし、ご意見をこれまでに頂戴してきたところです。

その後、事務局のほうで答申書の素案ということで、整理しましたので、本日ご確認いただくようよろしくお願いします。

簡単ではありますが、開会のあいさつとさせていただきます。本日はどうぞよろしくをお願いします。

(司 会)

それでは議事に入ります前に本事業の方法書につきまして、本市から当審査会へ諮問をさせていただきます。

(環境対策課長)

新潟市環境影響評価審査会・会長、松岡史郎様。環境影響評価方法書に対する意見について(諮問)。東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画 環境影響評価方法書について、環境保全の見地から意見を求めます。令和6年9月6日、新潟市長・中原八一。

どうぞよろしくお願いします。

(会 長)

よろしくお願いします。

(司 会)

それでは議事に入ります。以降の進行は松岡会長をお願いいたします。

(会 長)

時間も限られておりますので、円滑な議事進行にご協力をお願いいたします。

それでは次第2「東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画 環境影響評価方法書について」事務局より説明をお願いします。

(事務局)

それでは説明に入らせていただきます。まず始めに資料1「東新潟火力発電所1・2号機リプレース計画環境影響評価の手続きについて」をご覧ください。

このたびのリプレース計画は法アセスの対象であり、こちらのフロー図に沿って手続きが進められております。現在、赤囲みの方法書手続きに入っておりますが、当該事業は聖籠町で計画されているため、関係地域の市町村長の意見を聞いたうえで、県知事がこの方法書に

関する環境保全上の意見を事業者に述べる案件となります。

裏面をご覧ください。方法書手続きのうち、新潟市に関連する部分を抜粋しております。

事業者より、5月14日に方法書の送付があり、その後、5月15日より縦覧に供されました。また、縦覧期間内である5月23日に新潟県聖籠町で説明会が開催され、15名の来場があったと報告を受けております。その後、事業者に提出された意見の概要について、7月11日に送付を受けました。なお、提出された意見の内容については、8月1日に開催しました事業者説明及び現地調査会の資料として配布しておりますので、詳細は本日割愛させていただきます。

事業計画地に隣接する本市は、当該事業の環境へ影響を受ける、いわゆる関係地域として、県知事より環境保全上の意見を求められております。

本日の審査会は県知事へ提出する市長意見形成のため、答申書を取りまとめていただく作業となりますのでよろしくお願いいたします。

続いて、資料2から4について説明いたします。

8月1日に開催した現地調査のあと、本方法書に対するご意見等についてメールで照会させていただいたところです。委員の皆さまにはたくさんのご意見・ご質問をいただきましてありがとうございました。

大変恐縮ではございますが、事務局のほうで改めて整理をさせていただき、資料2に意見、資料3にその他意見・ご質問といった形で取りまとめさせていただきました。こちらの資料につきましては事前に送付させていただいておりますので、ご確認いただいているかと存じます。

本日の審査会では各委員からいただいたご意見、それに対する事業者の見解、事務局の考えについて説明しましたあと、最終的に市長意見となります答申書の素案をご審査いただきますのでよろしくお願いいたします。

それでは資料2と資料4を使いまして説明をさせていただきます。

資料2をご覧ください。いただきました意見に対する事業者の見解・対応、事務局の意見等の取扱いについてという形で表に取りまとめております。

事務局の意見等の取扱いについての欄には、答申書（素案）に反映する意見に○を付し、どのような内容を答申書にて記載するかを記しております。また、いただきましたご意見のうち、事業者の見解をもちまして、特段、答申書へ記載する必要がないと思われるものについては「事業者の回答を以って了としたい。」という記載にしております。

ではご意見を、答申書（素案）に反映させた項目を順に説明いたします。

本日は時間が限られている中となりますので、誠に恐縮ではありますが、委員からの意見

と事業者見解読み上げは割愛させていただきまして、主旨等を簡単に整理したうえで、事務局の取扱いを中心に説明していきたいと思っております。

まず、意見番号1のA委員からいただいた緑地についての意見です。

リプレース計画に伴い、はまなす公園が廃止されるため、生態系の保全のために緑地の代替措置を考えていただきたいとの内容です。

事業者からは現状と同等の緑地を計画しており、新たな公園の整備についても検討し、結果を準備書で示すという回答がありました。

事務局としましては、事業実施区域全体における環境に配慮した緑化計画を準備書において示していただく必要があると考えることから、「発電施設の更新に伴い、緑地であるはまなす公園が廃止される計画であり、また、樹林地及び草地の改変もあることから、緑化計画について、準備書において具体的に示すこと。」という意見を付したいと考えております。

続いて意見番号2及び3のA委員、B委員からいただいた動物に関するご意見です。

絶滅危惧種であるチゴモズが確認されていることから、今後も注意して調査を行い、事業実施区域の緑地を損なうことなく保全していただきたいとの内容です。

事業者からはチゴモズについては適切に調査を行い、チゴモズが好む緑地の残地等、生息環境の保全に配慮するという回答がありました。

事務局としましては、事業実施区域周辺において重要な種が確認されていることから、適切な調査及び環境保全措置が必要と考え、「事業実施区域及びその周辺において、環境省が絶滅危惧ⅠA類に指定しているチゴモズが確認されていることから、適切に調査・予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号4のC委員からいただいた水質に関するご意見です。

冷却水排水の温度上昇について累積的影響が否定できないため、累積的影響についても予測・評価が必要なのではないかとのご意見です。

事業者からは今回のリプレースにより、温排水の水温上昇範囲は小さくなる想定であること、累積的影響の1つとなると想定される温排水の再取水の対策も実施している旨の回答がございました。また、温排水等の累積的影響については、隣接事業者とコミュニケーションを取りながら情報収集に努め、その結果を踏まえて予測・評価を行うという回答がありました。

意見番号5のD委員、意見番号8のE委員からも同様に周辺地域で予定されているバイオマス発電施設からの累積的影響に関するご意見をいただいております。

事務局としましては、当該事業と近接する事業による環境への影響が重なることが想定され、複合的な影響を確認する必要があると考えることから、「同時期に事業実施区域周辺で

他事業者によるバイオマス発電施設の建設が予定されているため、可能な限り情報収集を行い、大気質及び水質等への複合的な影響について予測・評価を行うよう努めること。」という意見を付したいと考えております。

続いて裏面をご覧ください。意見番号5、6のD委員・F委員からいただいた、水質に関するご意見です。

事業実施区域の周辺海域のCODは環境基準未達成であるため、必要に応じて調査項目の追加や調査地点の変更、原因の調査を検討し、適切な調査・予測及び評価を行っていただきたいとの内容です。関係課意見となります意見番号9でも同様の意見が出ております。

事業者からは水質モニタリングを実施し、COD、全窒素や全リンの動向を把握していること及び19地点で現地調査を行い、全窒素・全リンの調査も追加で行うという回答がありました。

事務局としましては、環境基準が未達成な海域における多量の取放水を伴う事業であり、施設の稼働に伴う排水の影響の検討には調査項目の追加が望ましいと考えることから、「事業実施区域の周辺海域はCODの環境基準が未達成であることから、施設の稼働に伴う排水の影響を検討するため、富栄養化に係る全窒素や全リンの調査項目の追加を検討すること。」という意見を付したいと考えています。

続いて意見番号9から14は関係課からの意見を整理したものになります。

このうち、意見番号11及び12は大気質等に関する意見です。

二酸化窒素濃度の調査地点について、選定理由が分かるように示していただきたい。また、二酸化窒素の年平均値の予想結果より、新潟市北区においても現地調査をお願いしたいとの内容です。

これに対し、事業者からは配慮書の予備予測結果において、年平均値の最大着地濃度地点は約5km、特殊気象条件下では約1kmと予測されていることから、5km内の測定局のデータが重要になると考えていること、また、その範囲において、調査地点が不足している方位の南東に1地点、調査地点を追加する旨の回答がございました。

事務局としましては、二酸化窒素の最大着地濃度の予測範囲が本市域にもかかっており、適切に調査・予測及び評価を行っていただく必要があることから、「施設の稼働に伴い発生する窒素酸化物の調査地点の選定理由を準備書において分かりやすく示すこと、また、事業による影響を受ける区域を適切に把握し、調査・予測及び評価を行うこと。」という意見を付したいと考えています。

以上を踏まえ、作成しました答申書（素案）を説明いたします。資料4をご覧ください。

答申書（素案）は総括的事項、個別事項の2つに分かれております。

「1 総括的事項」は3点ございます。

まず(1)当該事業は既存発電施設を高効率の施設で更新する計画であるが、大規模な火力発電施設を設置する事業であり、工事の実施や施設の稼働に伴う環境への影響が懸念される。環境影響評価の実施にあたっては、関係地域を含めた周辺地域の環境について適切な調査・予測及び評価を行うとともに、必要な環境保全措置についても検討すること。また、当該事業の実施にあたっては、事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。

こちらは事業実施区域に隣接し、環境影響を受ける範囲に含まれる本市として、事業特性を踏まえ、今後の適切な環境影響評価の実施及び関係地域住民への丁寧な説明を求める必要があると考え、追加した意見となります。

続けて(2)同時期に事業実施区域周辺で、他事業者によるバイオマス発電施設の建設が予定されているため、可能な限り情報収集を行い、大気質及び水質等への複合的な影響について予測・評価を行うよう努めること。

(2)につきましては、資料2のNo.4、No.5及びNo.8で説明させていただきましたので、詳細は省略させていただきます。

続いて(3)環境影響評価の実施において、環境への影響に関し新たな事実が判明した場合は、必要に応じて選定した項目及び手法を見直し、調査・予測及び評価を行うこと。

こちらは今後環境影響評価を実施していく中で、新たな事実が判明した場合に必要な対応を求めるための追加意見となります。

続きまして「2 個別事項」は4点あります。

(1)大気質について。施設の稼働に伴い発生する窒素酸化物の調査地点の選定理由を、準備書において分かりやすく示すこと。また、事業による影響を受ける区域を適切に把握し、調査・予測及び評価を行うこと。

こちらは資料2のNo.11及びNo.12の意見を反映したものになります。

(2)水環境について。事業実施区域の周辺海域はCODの環境基準が未達成であることから、施設の稼働に伴う排水の影響を検討するため、富栄養化に係る全窒素や全リンの調査項目の追加を検討すること。

こちらは、資料2のNo.5、No.6及びNo.9の意見を反映したものになります。

(3)動物について。事業実施区域及びその周辺において、環境省が絶滅危惧ⅠA類に指定しているチゴモズが確認されていることから、適切に調査・予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。

こちらは、資料2のNo.2及びNo.3の意見を反映したものになります。

(4)緑化について。発電施設の更新に伴い、緑地であるはまなす公園が廃止される計画

であり、また、樹林地及び草地の改変もあることから、緑化計画について、準備書において具体的に示すこと。

こちらは資料2のNo. 1の意見を反映したものになります。

いずれも資料2において説明した内容となりますので、詳細の説明は省略させていただきました。

次に「3 その他事項」は1点です。

環境影響評価準備書の作成にあたっては、文章や図の作成において工夫し、分かりやすい図書となるよう留意すること。

こちらは図書作成時の事業者へ対する留意事項としての意見となります。

以上で答申書（素案）の説明を終わります。

（会長）

ありがとうございました。ただ今説明ありましたように、本日は審査会として答申を取りまとめていただく作業になります。

ここまでの説明につきまして、なにかご質問等ございませんか。

（C委員）

この答申案（素案）を一読させていただきましたけど、少し疑問な点がございましたので、意見を事務局のほうに申し上げました。

私の意見も踏まえた答申案の素案の中の総括的事項の（2）の書き方について。私は必ずしも水質は専門ではないのですが、水の中の温度構成といったものがどういうふうな仕組みで決まるのかということ、そこからの流れがどういうふうになっていくのかということを考えて、もう1つのこの事業の近くで計画されているバイオマス発電の排水が東港の中に流れ込んで、温度上昇が見込まれているというシミュレーション結果も出ているわけで、それが近くの取水口に影響があるということが懸念されるということから、No. 4の意見を申し上げました。

東港は2℃か3℃ぐらい全体的に温度上昇が見込まれていると。その間近のところから取水口を設け、もう既に設けてありますけど、それを利用してこの事業が展開されるということになりますと、それに合わせてその取水口になんらかの影響があるだろうということが、私のイメージではあると思います。周辺海域も含めてその影響があるのではないかと。

要するにこの事業が単独であれば、事業者の説明がありましたけど、リプレースということで、それほどの影響はないのかもしれないけれども、その前提として時系列から言うと、バイオマスのほうが初めに計画が出されていて、それについて、温排水の上昇が見込まれるということ。それも含めた形で事業についても検討していただかなくてはいけないというふ

うに私は考えました。

答申案の中に一見それが反映されているように思うのですが、事業者は累積的影響あるいは、これは複合的な影響と書いてありますけど、一般的に言うと累積的影響について予測・評価を行うというふうに述べられていました。

この答申案ですと、「予測・評価を行うように努めること。」と、「努める」というふうに弱まった形の表現があって、これは結果的にオーケーならオーケーでもかまわないのですけれども、やはりしっかり予測と評価を行っていただかなければいけないというふうに私は思いました。

私だけではなくて、その累積的影響はあるのではないかということについては他の委員の方も指摘されている事項だと、私は認識しました。

ですからここは「予測・評価を行うこと。」というふうに、「努める」ということを削除していただいて、必ずやっていただかなくてはいけないというふうに素案に盛り込んで欲しいというふうに思っただけで発言させていただきました。

「努める」ということになりまして、このへんのことで資料集めました、この程度までしかできませんということでも回答になってしまうので、しっかりとした科学的根拠に基づいた予測と、それに対する評価ということをきちんと準備書以降で提示していただいて、それでゴーならゴーという形で考えていく。我々にその結果を見せていただいて、その上でオーケーならオーケーという結論を導いて欲しいというふうには思っていて、「よう努める」ということを削除していただきたいという要望をここで述べさせていただきたいと思います。

(会 長)

ありがとうございます。総括的事項の(2)のところですね。他事業者によるバイオマス発電施設の建設が予定されているので、その情報を含めてしっかりと総合的な影響について予測・評価を行うよう「努める。」ではなくて、「行うこと。」とすべきだという声なのでですね。

今のご意見、非常におっしゃるとおりだというふうには思いますが、事務局のほう、どういふふうにお考えでしょうか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。現行のアセスメントの制度におきましては、個別事業単位のアセスメントというものが原則となっている中で、複合的な影響・累積的な影響について技術的な手法が対外的に一般化されていないという状況ですので、「努める。」というような表現にとどめさせていただいたところがありました。ただ、近年のアセスメントの中では、確かにこの複合的な影響というところが再生可能エネルギーの分野も含めてかな

り注目されている視点ということは充分理解しております。東港周辺の今回の事業含め、複数の事業計画が同時期に動いているという状況もございますので、この複合的・累積的な影響の視点というものが非常に大事な視点だということは、同じ意見でございます。

答申書（素案）の「努めること。」という表現に関しましては、委員の皆さまからご意見いただければと思います。

（会 長）

ただ今の「評価を行うように努めること。」という、この「よう努める」という文言を削除するのがいかがというふうなお話でしたけど、委員の皆さまどうでしょうか。削除すべきというご意見が多ければそのようにしますが。

よろしいでしょうか。では、皆さん削除でお考えのようですので、答申からは削除という形で進めさせていただこうと思います。ありがとうございました。

ほかにご意見・コメント等ございませんか。

（B委員）

資料2の No. 3のところについて意見等を述べさせていただきました。また、それにつきまして事業者の方及び事務局からもご回答等ありがとうございました。

環境省の絶滅危惧種の鳥類 I A類になっておりますチゴモズにつきまして、事務局の案を取りまとめていただきましたが、資料2の No. 1 緑地の保全については、「緑地計画について、準備書において具体的に示すこと。」となっておりますが、チゴモズにつきましては、必要な環境保全措置を「検討すること。」となり、表現が弱まっております。

チゴモズという鳥はまだ生態が明らかになっておりませんが、最新の研究では新潟、山形、秋田の海岸のクロマツ林の疎林で繁殖することと、あるいは言い換えれば国内でこのエリアだけということが最新の研究で分かってきております。

特に当該地域におきましては一般の者は立ち入りできませんので、事業者さんにおける調査結果が極めて重要だと思いますし、このご報告の中で、当該地域の外も含めて3回繁殖期に観察され、ペアを確認したということは、繁殖している可能性は極めて高いと思います。非常に国際的にも貴重な鳥ですので、繁殖している可能性が高いということを前提にして、必要な環境保全措置を検討ではなくて一歩進んだ、具体的な表現方法にさせていただいて、かつ、これからも調査されるかと思っておりますので、ご報告など上げていただければまた保全に協力もできますので、保全を前提とした表現方法に一段変えていただければと思いますので、ご検討のほどよろしくお願いいたします。

（会 長）

資料2の No. 2 と No. 3 のチゴモズの保護についてですけれども、必要な環境保全措置を

「検討」ではなく、もう一段ランクアップしたような表現にするべきだというご意見ですが、委員の皆さま、このことに関してなにかありますでしょうか。

(B委員)

資料2のNo.1にあります、答申書(素案)への反映に表現されたように「具体的に示すこと。」と緑地の場合なっております。これに近いような表現で、はっきりした話の証拠はありませんが、繁殖の可能性が高いとみなして、保全を前提の表現にしていいただければなどというふうに思います。

(会 長)

事務局のほうコメントございますか。

(事務局)

ご意見ありがとうございます。ここで記載しました「環境保全措置を検討すること。」というところですが、環境保全措置の内容としましては、一般的に回避・低減・代償措置ということで、そこで何をどうするかということも具体的に検討していただきたいという内容の意見です。

例えばですが、「結果を具体的に準備書に示すこと。」ですとか、そういったところであれば、より具体的な結果を明確に図書に記載するというような意味合いにはなると思います。

(会 長)

なにかご意見ございませんか。

(A委員)

チゴモズも本当に数が減っている生き物で、今、非常に希少種に対しては手厚い保護をするという世の中の流れですし、チゴモズに関してはまだよく調査も完全に行われていないような状況なので、まずやはりその場所自体の自然度を上げるというのですかね、チゴモズに適した環境を作ることが必要だと思いますので、私もB委員の意見に賛成です。

(会 長)

ほかに、委員の皆さまご意見ございませんでしょうか。

(B委員)

先ほど事務局のほうからご回答いただきましたように、発見された場所という限定的なものではなくて、当該地域内における緑地全体で考えれば、回避行動も充分考えられますので、総合的に緑地の保全もしくはリプレース後に全体のエリアが維持されていれば、生物ですので順応していくと思いますし、また、余談ではありますが、リプレース稼働後に絶滅危惧種IA類が共存していることは素晴らしいことだと思いますので、積極的な保全の表現をお願いできればと思います。

(会 長)

ほかにございませんでしょうか。

(A委員)

それにプラスなのですけれども、結局公園をつぶすわけなので、その公園に対して代替の緑地を造るということを検討されているというふうに書いてあるわけなのですけれども、そこをぜひチゴモズにとっても、その緑地自体が使いやすいような環境を整えるということがどうしても必要になってくるかと思imasので、そこのへんも意識していただければというふうには思います。

(会 長)

ありがとうございます。それでは、今のご意見ですけれども、「必要な環境保全措置を検討すること。」となっているものを、例えばその対応を準備書によって具体的に示すこと等の文言に修正するというご意見です。

このような修正を行うことについて委員の皆さま、特にご意見ございますか。

それでは、このような文言の変更を行うということで意見とさせていただきたいと思imas。それで具体的な文言についてはまた追って相談させていただくという形でよろしいですか。

どうもありがとうございます。他になにかご意見ございますか。

(G委員)

市長からの意見に「住民によく説明をということでは分かりやすい対応を」ということでした。答申書（素案）（1）の最後のところに「当該事業の実施にあたっては事業の影響を受ける関係地域の住民へ丁寧な説明を行うこと。」ということを書かれておりますが、これは具体的にどういう時になにをするかということにつながるのかイメージできなかったもので、この文言の具体的な意味はどういうことかお聞きしたいと思います。

(会 長)

統括的事項（1）のところについてですけれども、なにか事務局のほう、コメントございませうか。

(事務局)

ご質問ありがとうございます。この部分に関しましては、基本的に手続きの中で発生する説明会の開催ですとか、そういった部分で関係地域に対しても丁寧な説明を行っていただきたい。あとは、今回一般の意見ということで具体的に新潟市の市民の方からの意見はなかったように思われますが、そういったものに対しても適切に対応していただくことを想定しています。事業実施をする市町村には該当しませんが、隣接する地域として、市民に対し充分

な説明を行っていただきたいというところの主旨でございます。

(G委員)

具体的なチャンスを示すことがないのにあまり書いても、書いただけかなと思って質問しました。資料2の No. 7で次亜塩素酸ソーダのことで具体的な質問があって、事業者さんの回答も「検討してまいります。」とありますが、それをどこにどうするかということが要は分からなかったので、先ほどの質問につながりました。住民への丁寧な説明は重要だと思うので、それを具体的なプランを持ったうえで書いたほうがいいかなというものが今の説明を聞いても思いましたので、ご検討願いたいと思います。

(会 長)

例えばこういう表現にするといいのではないかというようなご提案はなにかございますか。

(G委員)

一番いいのは具体的に書くことだと思うのです。どういう時に説明するかという。注釈でもいいのですが、プランがないのに書いてもしょうがないかなと思った次第です。

(会 長)

いかがでしょう、事務局のほう。

(事務局)

手続きの中で、縦覧の場所を新潟市域に設けるですとか、そういった具体的なところでの関係市町村に対する対応というものは、これまでも事業者にはお願いをしているところではございます。具体的にこの総括的事項において、関係地域に対する、具体的なこういったことをやっていただきたいという意見を記載することは想定はしていなかったところではあります。そのあたり、答申書においてどのような書き方が妥当かご意見いただければと思います。

(会 長)

委員の皆さん、今の説明等に対してなにかございますか。

(C委員)

今後、準備書段階になって、準備書ができあがった場合には、それについて、一般的に言えば事業者が周辺の住民に縦覧に併せてなんらかの形で説明会を開催されるのではないかと。それがふつうのやり方ではないかというふうに思っているのですが、そこでの質疑応答を充実させて欲しいというような意見は述べて。

事業者に住民への丁寧な説明とはどのようなことイメージしていますかということ、ここにいらっしゃるのであれば、どのようなことが計画されるかということをお聞きして、それを納得していただければG委員への回答にもなるのかなというふうに思うのですが。

この総括的事項の中に具体的にどういう説明会しようということが馴染むのかどうかという問題もありますので、具体的なお考えがあれば、住民・地域への丁寧な説明というものを、どのようなイメージで考えられているかということをお聞きすることがとりあえずの方向かなというふうに思うのですが。議論進めて行くうえで。

(会 長)

関係地域の住民への丁寧な説明というものが例えば具体的にどういうことを行うことを想定しているかを、こここのところに盛り込むことがふさわしいかどうかというものがちょっと。

(C委員)

書き込むことがいいのか、ちょっと疑問な点もあるので、形式的と言えれば形式的なのですが、事業者が考えてらっしゃるだろうということが含まれたことを担保してねということだと思うのですけれども。

ですから今、臨席されている事業者にどのようなことを計画されるのでしょうかということとは、参考意見に聞いていただいてもいいかなと思うのです。

(会 長)

事業者側のご説明いただけますでしょうか。

(事業者)

東北電力でございます。ご発言の機会いただきましてありがとうございます。今の時点では具体的な資料はございませんが、イメージといたしましては、専門的な部分ですとか、あまり数値にかたよった説明では理解していただくことは難しいと思っていますので、なるべく住民目線に立って、分かりやすい資料のようなものを作って、住民説明会ですとか、あと地域説明に使っていくようなことを考えておるところでございます。

(会 長)

ありがとうございました。できるだけ分かりやすい説明を心がけるというようなご説明でした。

(C委員)

準備書ができたらやるのですよね。

(事業者)

それは当然、住民説明会を実施することになりますので、その中でも丁寧に説明させていただきたいと思っております。

(会 長)

どうでしょう、G委員、今のようなご説明で。

(G委員)

ありがとうございました。実は、C委員と同じようにお聞きしようかなと思っていたところで、ありがとうございました。

説明会という場所で丁寧な説明をしていただくということをイメージできましたので、そのほかには確かに広くオープンに公開するぐらいしかできないのかなと思いますので、ありがとうございました。イメージできました。

(会 長)

それでは、特に総括的事項のところについては追記・その他修正は必要ないということで、今、事業者側のほうから説明いただいたような内容で住民目線や分かりやすい説明を心がけていただけるということでしたので、特に総括的事項(1)のところには文言の追加・修正はしないということで、よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございました。

それでは、審査会として、答申案について若干修正が必要と考えますが、事務局のほう、どのような対応をされますか。

今、2点ありました。1点目がC委員のほうからご意見がありましたように、総括的事項(2)のところで、3行目「予測・評価を行うように努めること。」ではなくて、「予測・評価を行うこと。」というような修正のご意見。

それから、B委員とA委員のほうから、チゴモズに関するご意見でしたけども、「必要な環境保全措置を検討すること。」というような表現ではなく、例えば「準備書において具体的な環境保全措置を示すこと。」というような、1ランクアップするような表現に変更することはいかがかというかという、2点のご意見がありましたけども、このことについてなにか事務局、どのように対応されるでしょうか。

(事務局)

修正ということでご提案いただきました2つの点ですが、まず、総括的事項(2)の「努めること。」という表現を「予測・評価を行うこと。」というふうに修正する点と、(3)の動物について、チゴモズの件ですけれども、最後の部分になりますが、「適切に調査・予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を準備書に示すこと。」というような形の修正でいかがでしょうか。今、この会場で委員の先生方に了承いただけるようであればそのように修正したいと思います、ご意見をお願いいたします。

(会 長)

もう一度確認させて下さい。総括的事項(2)の3行目「予測・評価を行うよう努めること。」を「行うこと。」、それから(3)の動物について、「適切に調査・予測及び評価を行い、必要な環境保全措置を検討すること。」というところを、「必要な環境保全措置を準備

備書に示すこと。」というふうに変更するというような修正案でしたけども、いかがでしょう。

(F委員)

その下の項目は「準備書において具体的に示すこと。」と書いてあるので、そろえてはいかがでしょう。

(会 長)

いかがでしょう。

(事務局)

ありがとうございます。では、そのようにそろえた表現にさせていただければと思います。

(G委員)

実はその表現統一というものは今、提案したと思ったのですが、そうすると、(2)水環境についてだけ、「追加を検討すること。」が残ったのですね、逆に。

それで No. 5、6、9の意見があった先生方それでいいのかどうか、最後確認させて下さい。

(会 長)

答申案の個別事項(2)水環境についてというところで、ほかの部分が「準備書において具体的に示すこと。」というふうになっているところを、この水環境のところだけ、最後の部分が「調査項目の追加を検討すること。」となっていると。

この部分も文言をそろえることはいかがかというご意見でしたけども、資料2の No. 5、6の意見をいただいた委員の方、いかがでしょう。

(F委員)

確かにここだけ「追加を検討すること。」と弱めな表現になっているのですが、これは別に調査項目の追加はそれほど無茶な要求をしているわけではないと思いますので、ほかの文言とそろえて「検討」というものを「追加すること。」で他とそろえるような形にさせていただければと思います。

(G委員)

事業者さんの意見のところに「追加して調査してまいります。」と書いてありました。

(会 長)

では、(2)の水環境のところは「調査項目を追加すること。」でよろしいでしょうか。

皆さん、特にご反対の意見ございませんので、ではそのように修正ということで、事務局のほう、よろしいでしょうか。

(事務局)

そのようにしたいと思います。ありがとうございました。

(会 長)

ありがとうございます。それでは、今、3つ修正のご意見、出ましたけども、それに対して事務局のほうで具体的な文言の変更ですね。これについての提案がありましたけども、皆さんにお認めをいただいていることで、それでは修正案のほうを再度、確認させていただいて、それをもって本審査会の答申とさせていただく、いうことでよろしいでしょうか。

どうもありがとうございました。

それでは次に次第3「その他」になりますけども、なにか事務局のほうからありますでしょうか。

(事務局)

事務局より1点、ご報告がございます。本日ご欠席されておりますが、副会長を務めていただいております原田委員より、一身上のご都合により本審査会の委員を辞任される旨、お話をいただきました。

誠に残念ではございますが、本日をもちまして、本審査会委員を退任となります。

次期副会長につきましては、次回審査会にて選任いただきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(会 長)

ありがとうございました。ほか、委員の皆さまなにかここでご発言ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

では、本日は円滑な審議にご協力いただきどうもありがとうございました。事務局のほう、よろしいですか。

(司 会)

皆さま、長時間にわたるご審議をありがとうございました。

本日はたくさんのご意見をいただきまして、修正案がございましたので、皆さまにご確認をいただいたところではございますが、口頭での確認にとどまっておりましたので、事務局において答申案の修正をしたものを松岡会長のほうにご確認をいただく場を取りたいと思っております。

ご確認をいただいたものを答申として確定をさせていただきまして、9月13日までに市長意見として新潟県知事に提出するはこびになります。

以上で審査会は終了となります。どうもありがとうございました。